

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令参照条文

目次

○国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）（抄）	1
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	1
○国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）（抄）	2
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	3

○国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）（抄）

附則

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（設置）

第二百一十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

恩給審査会

政策評価審議会

情報通信審議会

情報通信行政・郵政行政審議会

国立研究開発法人審議会

（情報通信行政・郵政行政審議会）

第二百二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）、電気通信事業法、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 （略）

附則

（情報流通行政局郵政行政企画課の所掌事務の特例）

第十八条 情報流通行政局郵政行政企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号。以下この号及び附則第二十三条において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。

二 郵政民営化法に規定する事務（情報流通行政政局郵政行政部貯金保険課の所掌に属するものを除く。）を行うこと。
（情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十三条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百二十五条第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第五十五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二条）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

○国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）（抄）

附則

（業務の特例）

第八条 （略）

2・3 （略）

4 この条（第一項及び次項から第七項までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定アクセス行為 機構の端末設備又は自営電気通信設備を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先とする電気通信の送信を行う行為であつて、当該アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号（当該識別符号について電気通信事業法第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件において定めている基準を勘案して不正アクセス行為から防御するため必要な基準として総務省令で定める基準を満たさないものに限る。）を入力して当該電気通信設備を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備の特定利用をし得る状態にさせる行為をいう。

二～四 （略）

5～8 （略）

(実施計画)

第九条 機構は、前条第二項に規定する業務を実施しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該業務の実施に関する計画を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(審議会等への諮問)

第十一条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

- 一 附則第八条第四項第一号又は第九条の総務省令の制定又は改廃
- 二 附則第九条の認可

○国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号) (抄)

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。